「割賦販売法（後払分野）に基づく監督の基本方針」
に関する意見公募手続の結果について

令和７年９月２５日
商務・サービスグループ
商取引・消費経済政策課

「割賦販売法（後払分野）に基づく監督の基本方針」について、令和７年６月２５日から同年７月２５日まで意見公募手続を実施しました。

提出された御意見と御意見に対する考え方については以下のとおりです。行政手続法第四十三条第二項の規定に基づき、提出意見は整理又は要約しています。

なお、本意見公募とは直接関係のないご意見につきましては、ご意見に対する考え方をお示ししておりませんが、承っております。

記

１．意見募集の実施方法

（１）　意見募集期間
令和７年６月２５日（水）～７月２５日（金）

（２）　意見募集の掲載媒体
電子政府の総合窓口（e-Gov）、経済産業省ＨＰ

（３）　意見提出方法
電子メール、郵送、ＦＡＸ

２．意見募集の結果
意見提出数　１１件

３．提出された御意見と御意見に対する考え方
別紙のとおり。

以上

（別紙）

	提出意見	御意見に対する考え方
1	この方針を改正する理由・目的が出されていないので分からない。何を目的とした改正なのか。	今般の改正は、加盟店に義務づけられている不正利用の防止措置について、必要かつ適切な措置が実施されるための留意点を示したものです。
2	「不正利用発生額及び不正利用発生率などに留意していること」に関して、「留意」の程度や、調査実施を判断する具体的な基準について、具体的な考え方や例示をお示しいただきたい。	加盟店による不正利用の防止措置については、個々の加盟店のリスクに応じた措置を講じることを求めております。このため、画一的な基準等を設けることは想定しておりませんが、今後の参考意見として承ります。
3	本改正案において、従来の「不正利用発生額」に加え、「不正利用発生率」が新たに監督指標として挙げられていた点については、キャッシュレス決済の拡大と加盟店の規模を考慮したより実態に即した指標設計になっており、重要なことであると考えるが、業種や利用形態（対面・非対面、物販・デジタルコンテンツ等）によって不正率の水準が大きく異なるため、画一的な不正率の基準では実態を正確に評価できないおそれがある。不正利用率等の評価にあたっては、業種・業態・決済チャネルの特性を十分に考慮していただけるよう明確にして頂きたい。	加盟店の不正利用の防止措置については、業種や利用形態等も踏まえた個々の加盟店のリスクに応じた措置を講じることが求められております。
4	「当該加盟店のリスクに応じた措置を講じること」は妥当だが、リスク評価の具体的なフレームワークや、どのようなリスク要因（業種、取引量、不正履歴、技術レベル等）をどのように加味すべきか、さらに踏み込んだ指針が求められる。EU では、事業者の規模やリスクプロファイルに応じた比例原則を重視しつつも、客観的な評価基準の提示に努めている。	今後の参考意見として承ります。
5	「不正利用」の定義と集計方法が、業界で統一されておらず、アクワイアラーやカードネットワークごとに運用が異なっているのが現状。監督指標の設計にあたっては、すべての関係者が共通の測定枠組みを採用できるよう、集計方法の標準化をお願いしたい。統一された基準を設けることで、事業者間の比	今後の参考意見として承ります。

	較における整合性が保たれ、一貫性のある評価・対応が可能になる。 例えば、以下のような方針が考えられる： ·現時点では、全ての不正報告を一元的に集約するデータベースを保有しているカードネットワークもある一方で、チャージバックを通じてのみ不正情報が加盟店と共有されるカードネットワークも存在する状況であるため、不正利用に関する情報の整合性を確保するために、ネットワークに対して統一した運用を求める。 ·不正利用率は、「該当取引が報告された月または四半期の売上額」に対する割合として算出することで、報告後に過去データが遡って変更されないようにする。 ·該当取引の発生が、購入日から 90 日または 120 日を超えている場合は、集計対象外とする。 ·アクワイアラーや決済代行事業者は、不正率の数値を定期的に加盟店と共有すること。これにより、加盟店側が傾向の変化に迅速に対応できるようになる。 そして、以下のようなケースが「不正利用」として一律に計上されている場合、不適切な評価につながるものと考えます。 1.カード所有者ご本人とそのご家族による利用で、本人が意図しない取引として申し立てを行ったケース（いわゆる First Party Misuse） 2.チャージバック通知に対し、加盟店が証拠を提出し、異議申し立てが認められたケース 3.商品の返品やサービス内容への不満等による、いわゆるサービスチャージバック 特に非対面の場合でかつデジタルコンテンツを扱う場合においては、対面では少ないものと想定される First Party Misuse が大きい割合を占めているが、アクワイアラーにおいて判定できないため、適切に区別されて計上されていないのが現状となっている。こちらと、実態として問題のあるクレジットカードの利用ではない 2 や 3 のケースと併せて、「不正利用」に含めない扱いとすべきであり、監督	

	上の判断において除外されるべきであることを、監督に際しての方針の中で明記するなど明確化いただきたい。 なお、万が一統一した枠組みに時間を要する等の場合は、その差分については十分に考慮いただくことが適切なので、適切に勘案いただきたい。	
6	「不正利用発生額及び不正利用発生率など」 とされている「など」に、具体的にどのような要素が含まれうるのか。	「など」には、例えば、不正利用発生額及び不正利用発生率の増減の傾向や継続性が含まれると考えられます。
7	事業者の実務負担に配慮いただくとともに、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者が加盟店に対して円滑に指導・要請を行えるよう、監督当局からも業界全体に対する周知や、必要に応じたサポートをいただきたい。	運用についての参考意見として承ります。
8	改定案における、II-2-2-5-5 加盟店におけるクレジットカード番号等の適切な管理等への「なお、加盟店が講ずる「必要かつ適切な措置」について、不正利用発生額及び不正利用発生率などに留意し、当該加盟店のリスクに応じた措置を講じることが求められる。」という記述の文言について、修正・再検討をいただきたい。(理由：昨今、加盟店に対して繰り返し厳格化を求めている「クレジットカード番号等の適切な管理」について、不正利用が少ないあるいは不正利用発生率が少ないことから管理体制を緩和できると解釈する可能性もあると考えられるため。)	今回の改正は加盟店の不正利用防止措置に関するものであるところ、対象の明確化の観点から修文いたします。 ＜修文前＞ 　なお、加盟店が講ずる「必要かつ適切な措置」については、不正利用発生額及び不正利用発生率などに留意し、当該加盟店のリスクに応じた措置を講じることが求められる。 ＜修正後＞ 　なお、上記の「必要かつ適切な措置」のうち、加盟店が講ずる不正利用を防止するための措置については、当該加盟店の不正利用発生額及び不正利用発生率などに留意し、リスクに応じた措置を講ずることが求められる。
9	改定案における、II-2-2-5-5 加盟店におけるクレジットカード番号等の適切な管理等への「なお、加盟店が講ずる「必要かつ適切な措置」について、加盟店がガイドラインに掲げる措置又はそれと同等以上の措置を講じている場合においても、不正利用発生額及び不正利用発生率などに留意して、別途「必	加盟店がリスクに応じた不正利用防止措置を講じるにあたっての留意点として「不正利用発生額及び不正利用発生率など」を明示したものであり、「クレジットカード・セキュリティガイドライン」に掲げる措置又はそれと同等以上の措置を講じている場

	要かつ適切な措置」を加盟店はしなければならないということでよいか。（理由：仮に追加の措置が必要という場合、どのような措置をしなければならないのか、基準や例示がないと加盟店に説明をすることができない場合も生じるので、判断基準に関するより具体的な考え方や例示をお示しいただくことを希望）	合には「必要かつ適切な措置」が講じられているものと認められます。 なお、「クレジットカード・セキュリティガイドライン」においても、不正利用の発生状況等に応じた対策の追加導入が求められております。
１０	不正利用発生額及び不正利用発生率といった指標を具体的に提示することで、事業者側の不正対策に対する意識が高まる可能性もある一方で、「留意すること」という表現は、具体的な数値目標や閾値を示しておらず、どの程度の不正利用額や発生率で「留意」の対象となり、どのような調査や措置が講じるべきかが不透明であり、事業者が自ら実施する不正対策の実効性を高めるという目的が達成し得ない可能性もある。 流通規模が大きな事業者については不正発生率が低くても不正発生の絶対額は小規模事業者と比較して大きくなってしまう恐れがあること、また年々キャッシュレス化やEC化が進む中、絶対額のみでは不正発生状況が正確に把握できないことから、不正発生率も考慮することには賛同する。 他方で、不正発生率については、目標とすべき閾値を具体的に示すとともに、不正利用をゼロにすることは現実的でないことから、今後全体的な発生率の改善が見られた場合に、無限に閾値を下げていくようなことがないように留意すべき。	運用についての参考意見として承ります。
１１	改正案において、随時調査に当たり不正利用発生額および不正利用発生率に留意することが示されているが、これらの定量的な基準を用いた監督運用においては、クレジットカード取引における様々な取引形態の違いを考慮いただきたい。	運用についての参考意見として承ります。
１２	「等」の追記により、新たに監督対象となる事業者を明確にすべき。また、「等」を追記することにより、新たなに監督対象となる事業者や、これまで監督の対象であったものの、より詳細な監督を受け得ることになる事業者に対して丁寧な説明や情報提供及び支援が必要になると考えられる。	「信用購入あっせん業等」とは信用購入あっせん業者等の行う業をいいます。なお、当該改訂は他の箇所と表現を合わせた修正であり、内容を変更したものではありません。

１３	信用購入あっせん業者等が誰を指すのかの説明がない。「等」には誰が含まれるのか。	「信用購入あっせん業者等」については、「１－２　監督基本方針の策定趣旨」において「信用購入あっせん業者、クレジットカード番号等取扱業者及びクレジットカード番号等取扱契約締結事業者」と定義付けられております。
１４	クレジットカード決済を受け入れる加盟店はすでに、詐欺防止を目的としたカードネットワーク（例：Visa や Mastercard）のルールに従っていることを指摘させていただく。これには、PCI-DSS などのセキュリティ基準の遵守、認証、確認、認可に関する要件及びアクワイアラーによる継続的な監視が含まれる。過剰なチャージバック率が発生している加盟店に対しては、カードネットワーク（及びそれに従うアクワイアラー）から、モニタリング・プログラムや金銭的なペナルティなどの対応措置がすでに講じられている。このような状況を踏まえ、経済産業省におかれては、本ガイドラインに対して提案されている変更の必要性について十分考慮いただきたい。	今後の参考意見として承ります。
１５	「Ⅱ－２－２－５－２ 加盟店調査及び措置【クレジットカード番号等取扱契約締結事業者対象項目】」中の「なお、随時調査の実施に当たっては、不正利用発生額及び不正利用発生率などに留意していること。」について、「不正利用」という用語の定義及び解釈がクレジットカード番号等取扱契約締結事業者によって異なることのないよう、経済産業省に置かれてはその考え方を明確にしていただきたい。具体的には、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者（カード会員の居住国の発行銀行）によって記録された加盟店のチャージバック率が、「不正使用」率を示すものと見なされるのかどうか。そして、そうでない場合には、「不正使用」率はどのように計算されるのかといった点である。 加えて、1）チャージバック通知に対して加盟店が異議申し立てを行い、認められた場合（チャージバックの反証が成立した場合）、2）合法的に行われた取引に対してカード所有者が異議を唱える場合（カ	今後の参考意見として承ります。

	ード所有者が知らないうちに当該カード所有者の家族が購入をした場合など、いわゆる first party misuse に該当する場合)、3) 商品の返品や未着等による、いわゆるサービスチャージバックに該当する場合、については、割賦販売法において規定する「クレジットカード番号等の不正な利用」、つまりは、加盟店におけるクレジットカード番号等の適切な管理によって防止すべきなりすまし等のクレジットカード番号等の不正利用に該当しないことを明確化していただきたい。 さらに、不正利用の定義と集計手法は業界で統一されていないことから、カードネットワーク（及びそれに従うアクワイアラー）ごとに運用が異なっている現状がある。すなわち、不正報告を一元的に集約するデータベースを保有しているカードネットワークもある一方で、チャージバックを通じてのみ不正情報が加盟店と共有されるケースもある。事業者間の比較に際しては、このような差異も考慮される必要がある。 また、対面取引に比べて、非対面取引においては、前述の first party misuse 等を防ぐ、あるいは反証することが困難である。また、非対面取引の単価低下に伴い、加盟店は費用対効果の観点から契約締結事業者・発行銀行に対し反証を行わないケースも多数存在する。すなわち、チャージバックの対象となる取引に関して、上記 1)～3)のような事例を峻別し、割販法上排除されるべき不正利用を厳密に特定することは現実的ではなく、こうした事情を踏まえて各事業者がリスクベース・アプローチに基づき対策を講じている。 経済産業省による関係事業者の監督、及び、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者による加盟店調査等のルールの策定にあたっては、 対面取引と非対面取引の違いや、非対面取引に関わる加盟店間の属性の違い（商材、対策に用いることのできる情報の違い等）にご配慮いただくとともに、特に非対面取引においてクレジットカード番号等取扱契約締結事業者や加盟店が把握できる情報には技術的制約があることを踏まえ、過度に	

	定量的な基準による運用を採用することで上記実態から乖離し、かえってチャージバックといった利用者保護のための運用の萎縮等につながるものとならないよう、ご留意いただきたい。	